

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

くわしくは 税務課 資産税係 ☎(21)5114

申告期間：令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

▼償却資産とは

個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、工具・器具・設備など（土地や家屋を除く）のことです（表1参照）。

事業を営んでいる場合は申告が必要となりますが、申告した償却資産の課税標準額の合計が、150万円に満たないときは課税されません。



▼対象者

令和3年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人。もしくは市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人。

▼申告方法

昨年申告のあった方には12月中旬に申告用紙を郵送します。新たに対象となる資産をお持ちの方や、申告用紙の届かない方は問合せまでご連絡ください。

表1：申告対象となる主な償却資産（業種別）

各業種共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、 <small>ちゅうぼう</small> 厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日よけなど
医（歯科）業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、堀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備、厨房設備、音響設備、放送設備、家具調度品など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます

☞ 太陽光発電設備を設置している方へ…

法人、個人を問わず太陽光発電設備（太陽光パネル）を建物の屋根の上や土地などに設置した場合は、償却資産の課税対象となります。表2に当てはまる場合には忘れずに申告をお願いします。

表2：太陽光発電設備設置者の課税対象区分

法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人事業主	工場や商店などを経営する方や、駐車場やアパートなどの貸し付けを行っている方で、太陽光発電設備を設置した場合、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人	住宅などの屋根の上や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力が10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となり、課税対象になります

小・中学校での英語教育について

くわしくは 学校教育課 教育指導係 ☎21-5181

急速なグローバル化に伴い、英語によるコミュニケーション能力がさまざまな場面で必要とされています。このため、小学生からその力を養うことを目的に、国の教育改革が行われ、小学校での英語教育が必修化されました。今年度からは小学5・6年生は教科書を使って、教科としての英語の授業を受けています。これまで中学校で行われていたアルファベットの学習は小学5・6年生で行われるなど、内容が大きく変化しました。



小学校の英語教科書

市では、国際観光都市である日光の子どもたちに、英語で日光の良さを発信したり、自分の考えや気持ちを伝え合ったりできるコミュニケーション能力を身につけてほしいと、必修化となる前から英語教育に力を入れてきました。

国は、中学校卒業までに英語検定3級相当の英語力をつけることを目標に掲げています。

市は、英語検定取得による英語能力向上のために、各中学校で実施している英語検定の受験料の半額を年1回、助成しています。令和元年度は全体の約42%の中学生在が活用しました。

また、子どもたちの英語への興味・関心や、英語でのコミュニケーション能力を高めることを目的に、各学校へALT(外国語指導助手)を派遣しています。授業内外でのALTとの交流が、授業で学んだ英語を実際に使える機会となっています。子どもたちが積極的に英語で話しかけてくれることを、ALTはとても楽しみにしています。



ALTとの授業風景



日光市ALT

今後も市と学校は、さまざまな取り組みを通して、英語教育を推進していきます。

除雪に関する市からのお願い

市民の皆さんの参加と協力が不可欠です！

①自宅付近の除雪にご協力ください！

主要な幹線道路の車道を優先して除雪しています。生活道路などの狭い道路や通学路や歩道などの雪かきは、地域の皆さんで協力して行ってください。

また、除雪車が通過した後、家の前に雪だまりができ入り口をふさいでしまうことがあります。ご理解をお願いします。

②雪や氷を道路に出さないで！

交通事故の原因になりますので、雪などを道路に捨てるのはやめてください。近隣で協力し合い、交通の支障とならない場所に寄せてください。

③路上駐車厳禁！道路に物を置かないで！

路上に自動車や障害物が置かれていると除雪できません。

④水路や川へ排雪しないで！

水路などへ雪を捨てると、下流でつまり水があふれる危険性があります。

⑤除雪車に近づかないで！

除雪車には死角が多く近づくと大変危険です。

くわしくは

▼国道・県道について

日光土木事務所保全部

今市警察署管内

☎(53) 1221

日光警察署管内

☎(53) 1213

▼市道について

今市地域…維持管理課

☎(21) 5160

日光地域…産業建設係

☎(54) 1114

藤原地域…産業建設係

☎(76) 4107

足尾地域…産業建設係

☎(93) 3117

栗山地域…産業建設係

☎(97) 1133